

# 一時支援金 受け付け中

### 一時支援金の申請手順

- 1 申請用ホームページ(HP)へアクセス   
<https://ichijishienkin.go.jp>
- 2 仮登録ボタンを押し、メールアドレスなどを入力し登録。申請ID取得
- 3 事業実態など事前確認を受ける  
※ 商工会議所や行政書士など経産省登録の確認機関が対応。要予約。申請用HPで確認機関の検索が可能
- 4 申請用HPの申請ボタンを押し、必要事項を入力。確定申告書の控えや売上台帳の写しなど必要書類も添付

▼ 申 請 ▼

**給付通知書が発送。口座に入金される**

**一時支援金事務局 相談窓口**  
【申請者専用】  
**TEL: 0120-211-240**  
(通話料無料)  
**受付時間: 毎日8:30~19:00**

問い合わせ、申請サポート会場予約は:

経済産業省は5月31日まで、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や外出自粛の影響で売り上げが半減した中小事業者向けの「一時支援金」の申請を受け付けている。専用のホームページから、オンラインで申請する。経産省によると、3月12日時点で5798件の申請を受け付け、うち10件が支給済みだという。

## 飲食店の時短営業など対象 オンライン申請で

クシーに加え、映画館といった娯楽施設も含む。今年1~3月の売り上げが前年か前々年と比べて1カ月でも50%以上減ったことを条件に、中小企業など法人に最大60万円、個人事業者に同30万円を給付する。

不正受給を防止するため、申請前に商工会議所や行政書士など、経産省に登録された確認機関を通じて①事業を実施しているかどうか②給付対象などを正しく理解しているかどうかの確認を受ける必要がある。同省では、

オンラインでの申請をサポートするため、「申請サポート会場」を各都道府県に設置。確認機関や申請サポート会場はいずれも専用ホームページで紹介している。

一方、収入を雑所得として計上しているフリーランスや、一昨年から昨年にかけて新規開業した事業者、事業活動を寄付金などに依存する「寄付型NPO法人」については、公明党の主張も踏まえて特例措置をとる。この特例措置の申請は19日から受け付けを始める。